

付託議案説明資料

条例・事件決議

令和8年3月3日

総	務	部		
企	画	部		
財	務	部		
県	民	生	活	部
危	機	管	理	部

<目 次>

(令和 8 年度案件)

1 [第 23 号議案] 行政手続条例の一部を改正する条例	3
2 [第 24 号議案] 兵庫県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例	4
3 [第 25 号議案] 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例	5
4 [第 26 号議案] 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	6
5 [第 27 号議案] 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	7
6 [第 28 号議案] 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例及び兵庫県立 兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	8
7 [第 45 号議案] 包括外部監査契約の締結	9
8 [第 46～48 号議案] 公の施設の指定管理者の指定	10

(令和 7 年度案件)

9 [第 177 号議案] 第 2 期兵庫県スポーツ推進計画の改定	11
10 [第 178 号議案] 第 4 期芸術文化振興ビジョンの策定	12
11 [第 179 号議案] 第 5 次兵庫県男女共同参画計画の策定	22
12 [第 190 号議案] 兵庫県衛星通信ネットワーク端末局第 3 世代化整備業務委託契約の締結	26
13 [第 191 号議案] 財政基金条例の一部を改正する条例	27
14 [報第 3～5 号] 専決処分の承認	28

1 [第23号議案] 行政手続条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

行政手続法の一部改正により、許可を取り消す等の不利益処分をしようとする場合であって、当該不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないときに行う公示の方法による聴聞の通知について、当該者の氏名等を不特定多数の者が閲覧できる状態に置く等の措置をとることによって行うこととされることを踏まえ、同法の規定が適用されない本県の条例等を根拠とする不利益処分に係る公示の方法による聴聞の通知について同様の措置をとることによって行うこととする等所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 行政庁が許可を取り消す等の不利益処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。以下同じ。）をしようとする場合であって、当該不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないときに行う公示の方法による聴聞の通知は、次のアからウまでに掲げる事項及びイからエまでに掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとし、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに当該通知がその者に到達したものとみなすものとする（第15条関係）。

ア 不利益処分の名宛人となるべき者の氏名

イ 聴聞の期日及び場所

ウ 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

エ 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項並びに不利益処分の原因となる事実

(2) (1)は次のア又はイについて準用するものとする（第22条及び第29条関係）。

ア 聴聞を主宰する者が聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認め、新たな期日を定める場合であって、聴聞の通知を受けた者（公示の方法により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下同じ。）又は聴聞の通知を受けた者以外であって当該聴聞に関する手続に参加する者の所在が判明しないときにおける通知の方法

イ 弁明の機会の付与を行う場合であって、当該弁明の機会の付与に係る不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないときにおける通知の方法

(3) その他規定の整備を行う（第4条、第13条、第14条、第15条、第16条及び第28条関係）。

3 施行期日

令和8年5月21日

2 〔第24号議案〕 兵庫県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

公益信託ニ関スル法律の全部改正及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正により、同法に関する事項を処理するために都道府県に置かれる合議制の機関において処理する事項に公益信託に関する事項が追加され、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条第1項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令の一部改正により、条例で当該合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるに当たって従うこととされる基準のうち、委員の任命に係る基準に公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者であることが追加されることに伴い、兵庫県公益認定等委員会（以下「委員会」という。）の委員の委嘱に係る事項について所要の整備を行う。

2 制定の概要

委員会の委員として知事が委嘱する者に公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者を追加する（第3条関係）。

3 施行期日

令和8年4月1日

3 [第25号議案] 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

知事の事務部局の職員の定数について、次のとおり見直す。

- (1) 職員の定年等に関する条例の一部改正により、職員の定年が引き上げられたことに伴い、知事の事務部局の職員の定数を増員する。
- (2) 尼崎こども家庭センターの廃止に伴い、知事の事務部局の職員の定数を減員する。
- (3) 令和5年度におけるスポーツに関する業務の教育委員会の事務部局からの移管に伴い一時的に知事の事務部局に配置した教職員について、段階的に知事の事務部局の職員への振替えを実施することとし、知事の事務部局の職員の定数を増員する。

2 制定の概要

兵庫県職員定数条例の一部改正

次の表のとおり、知事の事務部局の職員の定数を増員する（第2条関係）。

区 分	現 行	改正案	増減
知 事	6,295	6,373	+78
〔うち派遣職員等〕	〔543〕	〔545〕	〔+2〕

3 施行期日

令和8年4月1日

4 〔第26号議案〕 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、第2種初任給調整手当を新設するとともに、県政改革方針に基づき、防災監等の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況を踏まえ、引き続き実施する等、所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 初任給調整手当

ア 初任給調整手当の定義等

初任給調整手当に関して、現行の初任給調整手当の名称を第1種初任給調整手当に改めるとともに、イの第2種初任給調整手当を追加する（職員の給与等に関する条例（以下「職員給与条例」という。）第14条、第16条の6、第16条の7及び第27条の3、職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する条例第13条並びに会計年度任用職員の給与等に関する条例第3条関係）。

イ 第2種初任給調整手当の新設

新たに採用された職員であって、勤務時間1時間当たりの給与（給料月額及び地域手当に限る。）の額がその在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給するものとする（職員給与条例第16条の7関係）。

(2) 防災監等の給与に係る抑制措置

ア 給料月額の特例

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支給する防災監等の給料に係る給料月額について、引き続き726,000円に減額する措置を実施する（職員給与条例附則第3条関係）。

イ 期末手当の特例

令和8年6月及び12月に支給する防災監等の期末手当の額について、引き続き100分の1に相当する額を減じた額とする措置を実施する（職員給与条例附則第5条関係）。

(3) その他規定の整備を行う（職員給与条例第17条関係）。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 2(1)に伴い、関係条例について所要の整備を行う。

5 〔第27号議案〕 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

県政改革方針に基づき、特別職に属する常勤の職員の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況を踏まえ、引き続き実施することとし、所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 給料月額の特例（附則第3項関係）

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支給する給料に係る給料月額について、引き続き次の表のとおり減額する措置を実施する。

職 名	減 額 前	減 額 後	(参考) 現行の特例条例減額後
知 事	1,340,000円	1,260,000円	938,000円
副 知 事	1,050,000円	1,008,000円	892,500円
教 育 長	880,000円	854,000円	—
人事委員会の常勤の委員	740,000円	726,000円	—
常勤の監査委員	代表監査委員	740,000円	726,000円
	その他の監査委員	730,000円	716,000円
公営企業及び病院事業の管理者	880,000円	854,000円	—

(2) 期末手当の特例（附則第4項関係）

令和8年6月及び12月に支給する期末手当の額について、引き続き次の表に掲げる割合に相当する額を減じた額とする措置を実施する。

職 名	減額割合	(参考) 現行の特例条例減額割合
知 事	100分の5	100分の30
副 知 事	100分の3	100分の15
教 育 長	100分の2	—
人事委員会の常勤の委員	100分の1	—
常勤の監査委員	100分の1	—
公営企業及び病院事業の管理者	100分の2	—

3 施行期日

令和8年4月1日

6 [第28号議案] 使用料及び手数料徴収条例及び兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

兵庫県立兵庫津ミュージアム（以下「兵庫津ミュージアム」という。）「ひょうごはじまり館」の第1企画展示室を利用許可の対象とすることに伴い、利用に係る料金の基準額を定める等所要の整備を行う。

2 制定の概要

兵庫津ミュージアム「ひょうごはじまり館」の第1企画展示室の利用に係る料金の基準額を1日につき11,000円と定める。

3 施行期日

令和8年4月1日

【参考：兵庫津ミュージアム「ひょうごはじまり館」使用料】

区分		基準額		
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	9時から 17時まで
ひょうご はじまり 館	研修室A(約200㎡)	3,300円	4,600円	7,900円
	研修室B(約200㎡)	3,300円	4,600円	7,900円
	第1企画展示室(約200㎡)	1日につき11,000円		
	第2企画展示室(約150㎡)	1日につき7,900円		
	エントランス(約350㎡)	1平方メートル当たり1日につき53円		
	ライブラリー(約260㎡)	1平方メートル当たり1日につき53円		

7 [第45号議案] 包括外部監査契約の締結

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、令和8年度の包括外部監査契約を次のとおり締結しようとする。

1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

令和8年4月1日

3 契約の金額

12,000千円を上限とする額

4 契約の相手方

住 所 神戸市東灘区田中町3丁目13番5号

氏 名 遠藤 尚秀

資 格 公認会計士

8 [第46～48号議案] 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指定の期間
兵庫県立芸術文化センター	神戸市中央区東川崎町1-5-7 神戸情報文化ビル2階 公益財団法人兵庫県芸術文化協会 理事長 谷口 賢行	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
	〔指定理由〕 ・芸術文化センター開館前の準備段階から現在に至るまで、県と一体となってセンターの事業実施や施設の管理運営に取り組んできた団体であり、開館以降もセンターの指定管理者として、優れた事業実績を有している。 ・芸術監督をはじめとする舞台芸術の専門家や専属の楽団など、施設の特性を最大限に発揮できる体制が整っている。 ・センターの管理業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有している。	
兵庫県立山の学校	神戸市長田区腕塚町5丁目3番1号 アスタくにつか1番館南棟3階 公益財団法人兵庫県青少年本部 理事長 日下部 雅之	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 ・「明日の兵庫を担う心身ともに健全な青少年の育成を図る」ことを目的に、行政や民間との協働による多様な事業を展開しており、県が進める参画と協働を基本とした青少年健全育成施策と方向性を一にしている。 ・指定管理者として、自らの進路を見いだせない青少年の自立を支援する事業を効果的に実施し、適時運営・プログラムの見直しと検証を行うなど、時代に即応した運営計画を策定する能力を有している。	
兵庫県立弓道場	神戸市中央区浜辺通五丁目1番14号 神戸商工貿易センタービル5階 公益財団法人兵庫県スポーツ協会 理事長 今後 元彦	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 ・弓道場の管理運営を通じて、弓道の普及振興に積極的に取り組むとともに、弓道教室など初心者から経験者まで幅広い年齢層を対象とした事業が実施されており、利用者の心身の健康増進に寄与することが期待できる。 ・兵庫県弓道連盟との連携により、専門的な知識を活かした運営体制を整備しており、各種弓道競技会や指導者講習会を円滑に実施している。 ・平成24年から10年以上にわたり指定管理者として施設運営を継続し、県内各地で類似施設を複数運営していることから、施設運営に関して豊富なノウハウを有している。	

9 〔第177号議案〕 第2期兵庫県スポーツ推進計画の改定

令和7年のスポーツ基本法改正や、国の第3期スポーツ基本計画（令和4～8年度）の動向、さらに県の体制整備や新たなスポーツ潮流を踏まえ、第2期兵庫県スポーツ推進計画を次のとおり改定する。

1 計画の概要

(1) 改正の趣旨

本計画は、令和8年度に中間見直しを行う予定としていたが、社会や制度の変化が想定を超えるスピードで進む中、より迅速にその変化に対応すべく、令和7年度に一部改正を行う。

○国の動向：令和7年のスポーツ基本法改正及び第3期スポーツ基本計画（令和4～8年度）

○県の体制整備：令和5年度にスポーツ行政を教育委員会から知事部局へ移管

○新たな潮流：プロスポーツクラブとの連携、地域スポーツコミッション創設の動き

(2) 計画の期間

○令和4年度から令和13年度までの10年間

○当初、内容の見直しは中間期にあたる令和8年度に行うこととしていたが、国の動向や県の行政組織の見直し等県の行政体制の変化などを踏まえ、令和7年度に一部改正を行い、今後も、社会情勢の変化や県民ニーズを的確に捉えながら、必要に応じて柔軟に見直しを行い、計画の実効性を高めていく。

2 改正の概要

○現行の4つの政策目標を維持しつつ、新たに5つ目の政策目標として、次の内容を追加

「5 スポーツで地域ににぎわいを生み出す」

・スポーツの交流力・発信力を生かし、人と地域をつなぎ直すことで、地域経済や観光の活性化、地域の誇りとにぎわいの創出をめざす

・新たな目標の中で、行政・企業・大学・競技団体などが連携して推進する「スポーツコミッションの構築」を明確に位置づけ

○計画の理念と構成は維持しながら、社会の変化に即した重点施策を補強

○スポーツを「健康・にぎわい・誇り」を生み出す社会の力として再定義

○アーバンスポーツ・eスポーツなどの新しい分野を計画に明記するとともに、スポーツ・インテグリティ（公正性）とガバナンス強化の方向性を反映

10 〔第178号議案〕 第4期芸術文化振興ビジョンの策定

第3期芸術文化振興ビジョンの計画期間が終了することから、この5年間の評価検証と新たな時代潮流を踏まえ、さらなる兵庫県の芸術文化振興を図るため、第4期芸術文化振興ビジョンを次のとおり定める。

1 芸術文化振興ビジョンの基本的な事項

(1) 芸術文化振興ビジョンの位置づけ

芸術文化振興ビジョンは、「ひょうごビジョン2050」の趣旨や方向性を踏まえた実行プログラムとして、本県の芸術文化振興方策の展開方向を示す指針とするとともに、文化芸術基本法第7条の2に定める地方文化芸術推進基本計画として位置づける。

(2) 芸術文化における各主体の役割

本ビジョンを実現するため、県民をはじめ芸術家（アーティスト）、NPOや関係団体、企業、市町、県、国などの各主体が、それぞれの役割を担い、相互に連携・協力しながら総合的に取り組んでいくことが必要である。

(3) 対象とする芸術文化の範囲

本ビジョンでは、「文化芸術基本法」が対象範囲とするもののほか、芸術文化の振興、特に芸術文化を通じたひとづくり、産業づくり、まちづくりを進めるに当たって、重要となる産業文化、食文化、ファッション文化など幅広い文化について対象範囲とする。

2 第4期芸術文化振興ビジョンのめざす姿

(1) 計画期間

計画期間は2026年度（令和8年度）～2030年度（令和12年度）までの5か年とする。

(2) 基本目標

芸術文化立県ひょうご

～誰もが芸術文化に親しみ、芸術文化の力で躍動する兵庫の実現へ～

(3) 基本方向

第1期ビジョンから継承してきた以下の4つの基本方向を踏襲し、各種施策を展開していく。

ア 基本方向1 芸術文化を創造・発信する

全国的・国際的に評価される優れた芸術文化の創造・発信拠点としての兵庫を確立する。

イ 基本方向2 芸術文化の“場”を育て広げる

プロの芸術家や芸術文化団体だけでなく、一般の県民や団体等が芸術文化の創作・実践や鑑賞活動を行うことができる“場”を育て広げる。

ウ 基本方向3 文化力を高め、地域づくりに活かす

県民の暮らしや地域の中に芸術文化が息づくとともに、新たに魅力的な文化が創造され、社会的・経済的な新しい活用法が生まれるよう、県民や地域が持つ文化力を高める。

エ 基本方向4 みんなで支え、総合的に取り組む

県行政や芸術家、芸術文化団体だけでなく、県民や団体、企業、市町等幅広い主体の参画のもと、芸術文化の持続的な発展を図る。

3 第4期ビジョンの重点取組の設定

(1) 本県の芸術文化を取り巻く環境の変化

ア 時代潮流の変化

- (ア) 人口減少と少子・高齢化の進展
- (イ) 価値観・ライフスタイルの変化
- (ウ) ICTの進展・普及による影響
- (エ) 世界規模での経済環境の変化
- (オ) 大阪・関西万博と神戸空港国際化
- (カ) 兵庫県民会館の閉館と新たな庁舎整備の構想

イ 国の芸術文化施策の動向

- (ア) 「文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定（令和5年3月）
- (イ) 「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」の策定（令和5年3月）
- (ウ) 「文化財保護法」の改正（令和3年4月）
- (エ) 「博物館法」の改正（令和4年4月）
- (オ) 「文化観光推進法」の施行（令和2年5月）
- (カ) 部活動地域展開の進展（令和5年度から）

(2) 第3期ビジョンの検証

ア 取組結果の検証

第3期ビジョンの5つの基本方向に基づき展開した取組の主な成果と課題は以下のとおりである。

(ア) 基本方向1 芸術文化を創造・発信する

新進・若手アーティストへの支援や大学・学校での次代を担う人材の育成に取組みながら、拠点となる施設を中心に様々な施策と絡めて県民が芸術文化に触れる機会を提供した。今後は、芸術文化の担い手不足や、拠点施設の老朽化等への対応が求められる。

(イ) 基本方向2 芸術文化の“場”を育て広げる

青少年の芸術文化体験機会の提供など本県の先進的な取組を着実に実施。人口減少や多様性に対応した地域での“場”づくりが求められる中で、誰もが芸術文化活動に参加できる社会に向けた取組を実施したが、共生社会の実現に向けたさらなる取組強化が求められる。

(ウ) 基本方向3 文化力を高め、地域づくりに活かす

県内各地に多様な芸術文化資産を持つ本県の特徴を生かした取組により地域の文化力は着実に向上。芸術文化に関係したフィールドパビリオンを地域づくりに活かすための取組を進めていく中で、芸術文化資源の地域振興や観光へのさらなる活用が求められる。

(エ) 基本方向4 みんなで支え、総合的に取り組む

各施設、事業において国や芸術文化支援団体における助成金等の積極的な活用に取り組み、安定的な運営資金確保に努めた。今後は、市町との連携体制構築や、さらなる寄附等の獲得など持続可能な芸術文化振興のための財源確保が求められる。

(オ) 基本方向5 ポストコロナ社会への対応

緊急事態宣言等、様々な制限が課せられる中、感染拡大防止と事業継続、県内芸術家のサポート等に尽力。デジタル技術を活用した情報発信や様々な表現活動への支援を実施した。コロナ収束後も、動画配信等ICTを活用した創造・発信の取組の継続が求められる。

イ 成果指標の検証

第3期ビジョンで設定した4つの成果指標の結果から見えてくる、成果と課題は以下のとおりである。

【成果】

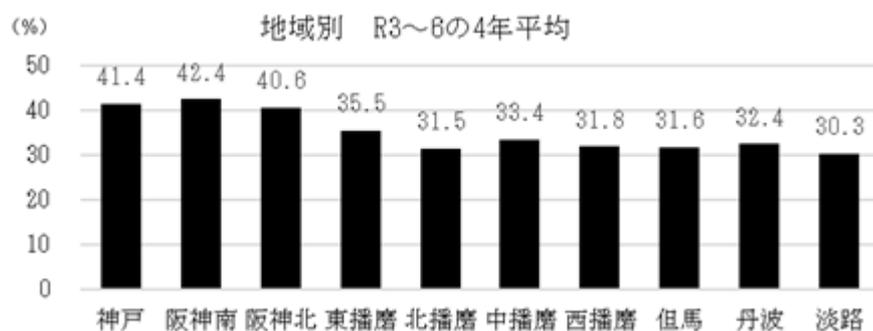
- ・神戸・阪神地域での芸術文化施設の充実（指標1）
- ・若者世代の芸術文化への関心の高さ（指標3）

【課題】

- ・神戸・阪神地域とその他地域との「芸術文化に接する機会」の格差是正（指標1）
- ・県内全域での地域文化資源の掘り起こしと周知・活用（指標2）
- ・若者世代が自ら芸術文化活動を行うきっかけづくり（指標4）

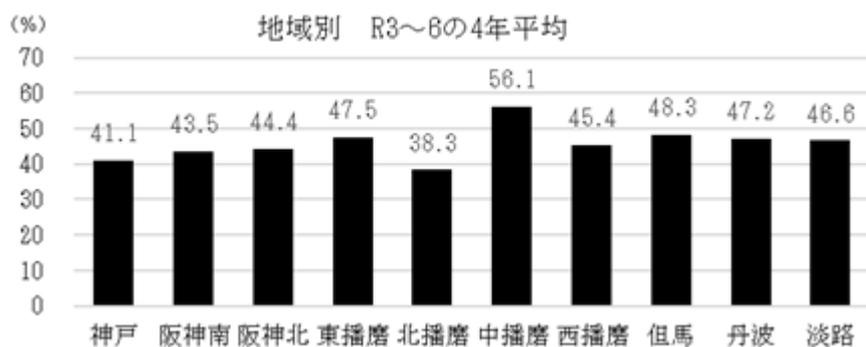
(指標1) 暮らしの中で芸術文化に接する機会があると思う人の割合

目標：50% 結果：39.2%（令和6年）



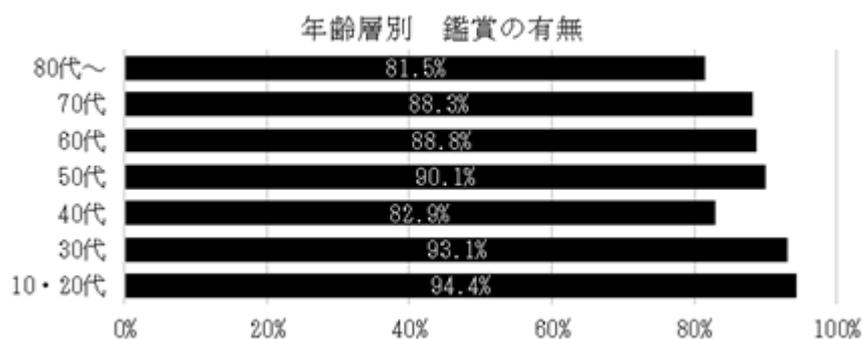
(指標 2) 住んでいる地域で、自慢したい地域の「宝」(風景や産物、文化など)があると思う人の割合

目標 : 65% 結果 : 40.9% (令和 6 年)



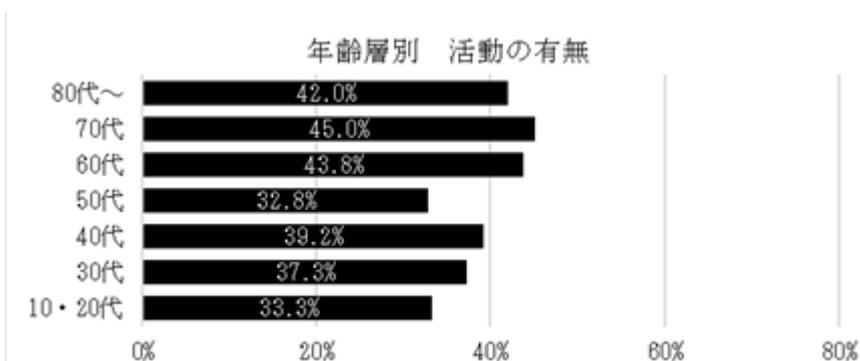
(指標 3) この 1 年間に外向いて芸術文化を鑑賞した人の割合

目標 : 90% 結果 : 88.1% (令和 6 年)



(指標 4) この 1 年間に芸術文化活動を自ら行った人の割合

目標 : 55% 結果 : 39.9% (令和 6 年)



(3) 第4期ビジョンの重点取組

ア 重点取組1 若者世代の活動支援と担い手育成

芸術文化を支える担い手不足や、若者世代が自ら活動を行うきっかけづくり等の課題に対応するため、若者世代（若年層）の活動支援や、青少年が本物の芸術文化に親しむ機会の充実などの取組を推進する。

イ 重点取組2 誰もがどこでも芸術文化に親しめる環境構築

障害者芸術推進に向けた国の計画改定への的確な対応や、芸術文化に関する地域格差是正等の課題に対応するため、芸術家が地域へ出向くアウトリーチ活動や、障害者の芸術文化活動への支援などの取組を推進する。

ウ 重点取組3 芸術文化資源を活かした地域活力の喚起

国の文化観光推進方針への対応や、インバウンド需要の取り込み等の課題に対応するため、観光資源としての魅力向上に向けた展開方法の充実などの取組を推進する。

エ 重点取組4 持続可能な芸術文化環境の構築

拠点施設の老朽化への対応や、物価・人件費の高騰による維持管理費の増大等の課題に対応するため、芸術文化振興のための財源の確保や、国や市町、関係団体との連携体制の確立などの取組を推進する。

4 第4期ビジョンの施策の展開方向と具体的取組

(1) 芸術文化を創造・発信する

ア 芸術文化を担い、育て、繋げる人材を育成する

【展開方向】

- ・第3期ビジョンの検証結果からも、若者世代が自ら芸術文化活動を行う機会の創出が求められており、高校生の部活動支援や、若者への留学等の提供を通じて、若者世代の芸術文化活動を支援していく
- ・芸術系学科を有する県立高校での教育、兵庫芸術文化センター管弦楽団でのアカデミー機能、芸術文化観光専門職大学での人材育成等により、若手芸術家や専門人材を輩出していく
- ・若年層を中心に芸術文化の裾野を広げていくことも重要であるため、本県ゆかりの一流アーティストによる指導や発表・交流の場の拡充等により充実させていく
- ・県立の芸術系学校や芸術文化観光専門職大学との連携、卒業生との連携をさらに高め、ロールモデルを示していく

【主な取組】

- (ア) 若者世代（若年層）の活動支援（重点取組1）
- (イ) 若手芸術家の発掘・育成（重点取組1）
- (ウ) 芸術文化活動を支えるプロフェッショナルの確保・育成（重点取組1）

(エ) 文化ボランティアの育成・活用

イ 芸術文化の拠点機能を高める

【展開方向】

- ・ 県内の芸術文化施設が、魅力的な公演・展示を行うとともに、プレミアム芸術デー等も活用したさらなるネットワーク化や、若手職員や大学生等のアイデアの積極的な活用により、発信力や事業展開における総合力を発揮する
- ・ 少子高齢化や物価高、施設の老朽化など各施設に共通する課題が生じており、県立芸術文化センターや県立美術館における活性化策の検討結果を他の施設でも共有する
- ・ 計画的な大規模修繕を含め、芸術文化施設の適切な維持・保全、老朽化対策を進めるとともに、旧県民会館でのギャラリー等機能については、新庁舎等整備プロジェクトの基本構想を踏まえた検討を進める

【主な取組】

(ア) 芸術文化事業の企画・実施

(イ) 県内外の施設とのネットワークの拡充による利活用の促進

(ウ) 芸術文化施設の時代の変化を踏まえたあり方検討と共有（重点取組４）

(エ) 芸術文化施設の適切な維持・保全、老朽化対策等（重点取組４）

(オ) 旧県民会館におけるギャラリー機能等の検討推進（重点取組４）

ウ 芸術文化の発信力を強化する

【展開方向】

- ・ ICT等の活用により、若者から高齢者まで各世代の関心やライフスタイルに応じたきめ細やかな情報をその世代に最適な媒体・手法により発信していく。その際、若者等を意識し、動画等を積極的に活用していく
- ・ 地域偏在については、なお解消されておらず、神戸・阪神間以外のホールでの公演の促進や都市部からの配信など、より直接的な働きかけも行き、是正に取り組む
- ・ 大阪・関西万博の盛り上がりを引き継ぎ、ワールドマスターズゲームズ2027関西、神戸空港の国際化などを契機として、インバウンドを見据えた国際的な発信力の強化に努める

【主な取組】

(ア) ICT等を活用した多彩な芸術文化情報の発信等（重点取組１）

(イ) 芸術文化の活動・鑑賞機会等に関する地域偏在の是正（重点取組２）

(ウ) 国際的な芸術文化活動の展開・発信（重点取組３）

(2) 芸術文化の“場”を育て広げる

ア 地域で多様な“場”を育て広げる

【展開方向】

- ・ 「県民芸術劇場」や「一ふれあい文化の祭典－県民文化普及事業」など県民向けの「場」を、

これまでの実績を活かしながら、さらなる魅力を加えて引き継いでいく

- ・令和8年度の近畿高等学校総合文化祭や令和6年度から開始している高校生文化部フェスの定着により、若者の交流を促す
- ・県民や芸術文化団体向けの支援など芸術文化活動への支援を継続する

【主な取組】

- (ア) 芸術家等が地域へ出向くアウトリーチ活動の推進（重点取組2）
- (イ) 様々な場所の芸術文化発表の舞台としての活用（重点取組2）
- (ウ) 交流の機会の創出と充実
- (エ) 県民の芸術文化活動への支援

イ 芸術文化による共生社会の実現

【展開方向】

- ・県民誰もが芸術文化に親しめるよう、令和4年度からプレミアム芸術デーを実施しているが、引き続き、年齢や国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが芸術文化活動に取り組むことができ、そのために必要な情報に容易にアクセスできる環境を整えていく
- ・ひょうご障害者芸術文化活動支援センターを核とする「する・みる・ささえる」応援プロジェクトとして、初期支援やアドバイザーの設置による裾野の拡大、障害福祉サービス事業所のレベルアップなど次なる展開を図るとともに、県立美術館や県立芸術文化センター等の県立施設とセンターが連携し、障害者芸術への県民理解の促進に取り組む
- ・若者対策とともに、高齢者にとっての居場所や、世代間の交流という視点も持ち合わせる

【主な取組】

- (ア) 誰もが芸術文化を享受できる環境づくり（重点取組2）
- (イ) 障害者の芸術文化活動への支援（重点取組2）
- (ウ) 高齢者の芸術文化活動への支援（重点取組2）
- (エ) 外国人の芸術文化活動への支援（重点取組2）

ウ 青少年が本物の芸術文化に親しむ

【展開方向】

- ・国が進める中学校の部活動の地域展開等により、これまで以上に、地域における子ども・若者が芸術文化活動を実施するきっかけづくりが重要になることから、様々なチャンネルを通じて、体験機会を充実させる
- ・学校との連携のほか、家庭や地域においても本物の芸術文化に触れる機会を提供する

【主な取組】

- (ア) 青少年が本物の芸術文化に親しむ機会の充実（重点取組1）
- (イ) 学校教育との連携の推進（重点取組1）
- (ウ) 複数世代で楽しめる機会の充実（重点取組1）

(エ) 文化の担い手の発掘・育成に向けた青少年への魅力発信（重点取組1）

(3) 文化力を高め、地域づくりに活かす

ア 芸術文化資源の掘り起こしとシビックプライドの醸成

【展開方向】

- ・歴史文化遺産の確実な保存と積極的な活用を行うとともに、様々な地域資源や芸術文化資源についての掘り起こしや、観光資源としての活用、さらには、兵庫県民が地域に愛着と誇りを持つシビックプライドの醸成につなげる
- ・全国最多を誇る9件の日本遺産については、ネットワーク化を図り、各地域の主体的・継続的な活動への支援を図る
- ・「兵庫県文化財保存活用大綱（令和2年1月策定）」に基づく市町による地域計画の作成を支援するとともに新たに制定した無形民俗文化財の県登録制度（令和3年4月策定）を活用し、無形の文化財の保護に努める

【主な取組】

- (ア) 文化財・伝統芸能等地域資源の保存と活用
 - (イ) 産業遺産や地域の芸術文化遺産の再評価（重点取組3）
 - (ウ) 地域内部への芸術文化資源のPR
 - (エ) 顕彰ほか様々な機会を捉えた機運醸成
- イ 地域資源を活用した地域の元気づくりの推進

【展開方向】

- ・芸術文化の地域資源としての魅力向上により、関心の高まりや携わる人（働き手、担い手）の増加、新たな魅力の創造・発信が図られ、観光を通じて「ヒト・モノ・カネ」が動くことに貢献し地域が活性化することで、さらに芸術文化の振興が図られる好循環の創出をめざす
- ・瀬戸内国際芸術祭等の誘客機会を活かして、インバウンドも含めた新たな人の流れを生み出していく
- ・全国最多9つの日本遺産やフィールドパビリオンの各コンテンツ等を活かした文化ツーリズムの推進により好循環を生み出していく
- ・音楽と伝統文化など異種のを組み合わせる手法や体験型コンテンツの造成など、時代の要請にも応えていく

【主な取組】

- (ア) 地域資源の観光と地域活性化への活用（重点取組3）
 - (イ) 観光資源としての魅力向上に向けた展開方向の充実（重点取組3）
 - (ウ) 地域文化資源を活用したまちづくりの推進（重点取組3）
 - (エ) 芸術家の発想を活用した地場産品等の制作・発売（重点取組3）
- (4) みんなで支え、総合的に取り組む

ア 県民自らが芸術文化を支え、育てる

【展開方向】

- ・芸術文化を「支える」観点から能動的に鑑賞し、自ら積極的に芸術家を育てようとする鑑賞者の裾野拡大に取り組むとともに、ボランティア等の活動を活発化させ、施設運営への地元住民の参画を促す
- ・ふるさと寄附、クラウドファンディング等で、企業・個人からの支援を得てきたが、地域の芸術文化を支えるため、新たな寄附手法の導入や受益者負担も求めていく

【主な取組】

- (ア) 芸術家を支え育てる目を持つ観客の育成
- (イ) 県民等の参画と協働の促進
- (ウ) 企業メセナ、ふるさと寄附、クラウドファンディング等の促進（重点取組4）

イ 県民、団体、企業、行政等の各主体の連携体制を強化する

【展開方向】

- ・芸術文化振興ビジョンのもと、一般県民を含む幅広い層の結集をめざすとともに、県芸術文化協会等を中心に緩やかな団体間・芸術家間の連携・協力体制を構築する
- ・芸術文化の力を教育や観光・地域振興、シビックプライドの醸成など、多面的に地域づくりに活かしていくことがますます重要となっており、本ビジョンのもと、これまで以上に県各部署が連携して、芸術文化を活かした教育や地域づくりに取り組む
- ・県と基礎自治体との連携強化を図るため、定例的な市町との意見交換の場を設置し、ソフト面を中心とした事業連携や芸術文化施策の課題共有等に努める
- ・財源については、行政としての芸術文化振興の基盤となる財源の確保に努めるとともに、適正な利用料金設定等により県民への受益者負担を求めることや、外部資金の最大化により魅力ある芸術文化活動の推進及び芸術文化施設の維持に努める

【主な取組】

- (ア) 相互連携を支えるプラットフォームの整備
- (イ) 国や市町、関係団体との連携体制の確立（重点取組4）
- (ウ) 芸術文化振興のための財源の確保（重点取組4）

5 ビジョンの推進体制

(1) 成果指標の設定

事業展開にあたって、各取組の正確な検証に基づく実効性を確保するため、第4期ビジョンにおいても第3期に引き続き以下の4項目を成果指標として設定する。

ア 指標1「暮らしの中で芸術文化に接する機会があると思う人の割合」（兵庫のゆたかさ指標）

→ 令和12年（2030）までに 50%にする。（現在値）令和6年：39.2%

イ 指標2「住んでいる地域で、自慢したい地域の「宝」（風景や産物、文化など）があると思う人の割合」（兵庫のゆたかさ指標）

→ 令和12年（2030）までに 65%にする。（現在値）令和6年：40.9%

ウ 指標3「この1年間に出向いて芸術文化を鑑賞した人の割合」（県民モニターアンケート）

→ 令和12年（2030）までに 90%にする。（現在値）令和6年：88.1%

エ 指標4「この1年間に芸術文化活動を自ら行った人の割合」（県民モニターアンケート）

→ 令和12年（2030）までに 55%にする。（現在値）令和6年：39.9%

(2) 進捗管理

- ・毎年度、本ビジョンに基づく事業の進捗状況や予算の確保状況等について、関連部局への調査の実施や市町との定例的な意見交換の場における情報交換等により、結果を取りまとめて公表する
- ・5年後を目途に計画期間全体の取組や各指標の達成状況等について評価・検証し、ビジョン全体の見直しを行う

11 [第179号議案] 第5次兵庫県男女共同参画計画の策定

ひょうご男女いきいきプラン2025（第4次兵庫県男女共同参画計画）の計画期間が終了することから、この5年間の評価検証と社会情勢の変化を踏まえ、本県における男女共同参画社会の形成の総合的かつ計画的な推進を図るため、ひょうご男女いきいきプラン2030（第5次兵庫県男女共同参画計画）を次のとおり定める。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

これまで、男女が社会の対等な構成員として、いつでも、どこでも、いきいきと生活することができる社会の実現を目指し、さまざまな取組を推進してきたが、現プランが令和7年度をもって終了することから、成果や課題の分析を行い、社会情勢の変化等を踏まえて後継計画を策定する。

2 計画の位置づけ

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条に基づき都道府県が策定する「都道府県男女共同参画計画」
- (2) 兵庫県男女共同参画社会づくり条例第9条に基づく、県における男女共同参画社会づくりの基本的な指針
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条に基づき都道府県が策定する「都道府県推進計画」
- (4) 本県の行政運営の指針である「ひょうごビジョン2050」のめざす姿「自由になる働き方」、「みんなが学び続ける社会」、「安心して子育てできる社会」等を推進するための男女共同参画分野の実行プログラム

3 計画期間

令和8～12年度（5年間）

4 目指す社会

男女がともに、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる社会（＝男女共同参画社会）の実現

第2章 ひょうご男女いきいきプラン2025の成果・課題と策定後の5年間（R3～R7年度）における主な社会情勢の変化

1 ひょうご男女いきいきプラン2025の主な成果と課題

(1) 主な成果 ー達成済み又は達成が見込まれる数値目標ー

ア 女性の活躍と兵庫への定着の推進

- ・ 県における本庁部局長相当職の女性の比率 → R7.4：16.8%（R7.4目標：10%）
- ・ 県における本庁課長相当職の女性の比率 → R7.4：22.1%（R7.4目標：20%）
- ・ 県における本庁副課長相当職の女性の比率 → R7.4：21.5%（R7.4目標：20%）

- ・ 初等中等教育機関（教頭以上）の女性の比率 → R6：21.1%（R7目標：19%）
- ・ 20～64歳の女性のうち就業している人の割合（労働力調査等から推計）
→ R6：75.7%（R7目標：75%）

イ 男性の家庭・地域への参画と働き方の見直し

- ・ 男性県職員の育児休業取得率 → R6：86.8%（R7目標：85% ※2週間以上取得）

ウ ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 仕事と生活の調和推進企業認定数(累計) → R6：572社（R7目標：540社）

エ 互いに支え合う家庭と地域

- ・ 「ひょうご防災リーダー講座」の女性修了者数（累計） → R6：959人（R7目標：1,000人）

オ 次世代への継承

- ・ 若者（25～39歳）の有業率（就業構造基本調査） → R6：90.6%（R7目標：88%）
- ・ 大学（理工学分野専攻）入学者の女性割合（学校基本調査） → R6：31.0%（R7目標：現状(29.4%)を上回る）

(2) 主な課題 ー達成困難である数値目標ー

ア 女性の活躍と兵庫への定着の推進

- ・ 県の審議会における女性委員の割合 → R6：33.9%（R7目標：40%）
〔全国41位、平均39.1%〕
- ・ 民間等における女性管理職の比率（就業構造基本調査） → R4：19.1%（R7目標：25.0%）
〔全国6位、平均15.3%〕
- ・ 20～24歳の女性の転出入数（住民基本台帳移動報告） → R6：▲2,685人（R7目標：0人）
〔転出超過数 全国1位〕

イ 男性の家庭・地域への参画と働き方の見直し

- ・ 6歳未満の子供がいる世帯の夫の家事・育児関連時間（社会生活基本調査） → R3：94分/日（R7目標：120分/日）
〔全国40位、平均114分/日〕

ウ 互いに支え合う家庭と地域

- ・ 自治会長に占める女性の割合 → R6：6.2%（R7目標：10%）
〔全国20位、平均7.3%〕

エ 安心して生活できる環境の整備

- ・ 子宮頸がん検診の受診率（国民生活基礎調査） → R4：38.9%（R7目標：50.0%）
〔全国41位、平均43.6%〕
- ・ 乳がん検診の受診率（国民生活基礎調査） → R4：42.8%（R7目標：50.0%）
〔全国39位、平均47.4%〕

オ 次世代への継承

- ・ 出会い支援事業による成婚数 → R6：69件（R7目標：200件）

2 策定後（R3～R7年度）の主な社会情勢の変化

(1) 男女共同参画をとりまく法整備

- ア 女性活躍推進法の改正（R4施行、R7公布）
- イ 育児・介護休業法の改正（R4、R7施行）
- ウ 民法の改正（R4、R6施行及び公布）
- エ 困難女性支援法（R6施行）
- オ LGBT理解増進法（R5施行）

(2) 生活様式や価値観の変化等

- ア 共働き世帯の更なる増加
- イ 女性就業率の増加
- ウ ライフコースの希望に関する価値観の変化等
- エ 男性が直面する生きづらさ
- オ 人口構造の変化と東京一極集中
- カ 男性の家事・育児の実施状況
- キ 多様な働き方の広がり
- ク 仕事と介護や健康課題等との両立
- ケ SDGsに関する取組

(3) 兵庫県の状況

- ア 女性就業率の増加と男女間賃金格差
- イ 人口減少の進行（出生数の減少と若者の転出超過、家族の形の変化）
- ウ 男性の家事・育児・介護の状況等
- エ あらゆる分野における女性の参画
- オ ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度
- カ 女性に対する暴力等の状況
- キ 生涯にわたる健康対策
- ク 性的マイノリティをめぐる情勢

第3章 計画の内容

<計画の体系>

重点目標1 共に活躍できる基盤づくり	
推進項目	主な取組
1 女性が能力を発揮し活躍できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意思決定過程や指導的地位への女性の参画拡大 ・ 就業に対する支援

	<ul style="list-style-type: none"> 起業やスタートアップに対する支援
2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 企業等と協働した子育てしやすい環境づくり 育児や介護等と仕事の両立支援 多様な働き方と各種ハラスメント対策の推進
3 女性や若者に選ばれる兵庫の実現	<ul style="list-style-type: none"> 女性や若者の県内就職の促進 UJI ターンの促進 教育と子育て支援の充実
重点目標2 共に支え合う社会の実現に向けた意識改革	
推進項目	主な取組
4 アンコンシャス・バイアスの解消と男性の家庭への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> アンコンシャス・バイアスと固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発 男性の家庭への参画促進と男女共同参画への意識啓発
5 地域の多様性を踏まえた男女共同参画意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 学習機会の提供と啓発活動 地域における男女共同参画の促進 県内市町等への取組支援
6 次世代を担う若者への教育・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点に立った教育の推進 多様な選択を可能にする進路指導や教育の推進
重点目標3 安全・安心な生活環境の整備	
推進項目	主な取組
7 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> 防災分野における女性の担い手の育成や確保 災害対応における男女共同参画の視点の導入
8 ライフステージに応じた健康対策	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠・出産期における女性への支援 不妊症等に関する支援 心身の健康の保持増進 生涯スポーツの推進
9 差別・暴力等がなく安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 困難に直面する女性等への支援 DV・児童虐待等への対策 障害者・性的マイノリティ・同和問題の当事者等への支援

12 〔第190号議案〕 兵庫県衛星通信ネットワーク端末局第3世代化整備業務委託契約の締結

兵庫県衛星通信ネットワーク端末局第3世代化整備に係る契約を下記のとおり締結しようとする。

1 契約名

兵庫県衛星通信ネットワーク端末局第3世代化整備業務委託

2 契約金額

1,166,000,000円

3 契約の相手方

神戸市中央区海岸通五番地（商船三井ビル）

日本無線株式会社 兵庫営業所

所長 片桐 成基

4 事業目的

兵庫県では、災害に強い情報伝達手段を確保するため、(一財)自治体衛星通信機構(LASCOM)が管理運営する地域衛星通信ネットワークを活用し、県・市町・消防・関係機関等との衛星通信網を整備している。

本事業は地域衛星通信ネットワークを次世代システム(第3世代)に対応させるための機器更新等を行うものである。第3世代システムは、従来の第2世代システムと比較し、高画質な映像伝送や、大雨時における通信が可能になるといった利点があり、災害対応能力の向上を図ることができる。

5 契約期限

令和8年3月31日

13 〔報191号議案〕 財政基金条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

県税収入等の歳入の増加に伴い年間の収支に係る剰余金の額が生ずることが見込まれる場合において、当該額として予算で定める額を財政基金（以下「基金」という。）に積み立てることができるよう、所要の整備を行う。

2 制定の概要

基金として積み立てる額に、予算で定める額を追加する（第2条関係）。

3 施行期日

公布の日

14 [報第3号] 専決処分の承認

県内養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく防疫措置を行うため、早急に予算措置する必要が生じたが、特に緊急を要し、県議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和7年12月16日、「令和7年度兵庫県一般会計補正予算（第5号）」を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したから、同条3項の規定により報告し、承認を求める。

1 補正の規模 （単位：千円）

	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	2,471,505,000	600,000	2,472,105,000

2 補正の内容

一般会計補正予算（第5号）

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	補正後の額
地方交付税	366,199,400	300,000	366,499,400
国庫支出金	255,251,402	300,000	255,551,402

（歳出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	補正後の額
農林水産費	116,497,989	600,000	117,097,989

15 [報第4号] 専決処分の承認

県内養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく防疫措置を行うため、早急に予算措置する必要が生じたが、特に緊急を要し、県議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和8年1月8日、「令和7年度兵庫県一般会計補正予算（第6号）」を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したから、同条3項の規定により報告し、承認を求める。

1 補正の規模 （単位：千円）

	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	2,472,105,000	400,000	2,472,505,000

2 補正の内容

一般会計補正予算（第6号）

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	補正後の額
地方交付税	366,499,400	200,000	366,699,400
国庫支出金	255,551,402	200,000	255,751,402

（歳出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	補正後の額
農林水産費	117,097,989	400,000	117,497,989

16 [報第5号] 専決処分の承認

令和8年1月23日に衆議院が解散されたことに伴い、令和8年2月8日に執行される衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費については、選挙及び国民審査の期日との関係上早急に予算措置する必要が生じたが、特に緊急を要し、県議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和8年1月27日、「令和7年度兵庫県一般会計補正予算（第7号）」を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したから、同条3項の規定により報告し、承認を求める。

1 補正の規模

(単位：千円)

	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	2,472,505,000	2,971,971	2,475,476,971

2 補正の内容

一般会計補正予算（第7号）

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
国庫支出金	255,751,402	2,971,971	258,723,373

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
総務費	308,087,155	2,971,971	311,059,126

【第146号議案】 知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

県保有情報漏えいの指摘に係る調査に関する第三者調査委員会の調査報告書及び秘密漏えい疑いに関する第三者調査委員会の調査報告書を踏まえ、情報が適切に管理されなかったことに対する責任を明確にするため、知事及び副知事（以下「知事等」という。）の給与の減額の措置について、所要の整備を行う。

2 制定の概要

令和8年1月分から同年3月分までの知事等の給料月額について、減額割合を次の表の改正後の欄に掲げる割合に引き上げる（附則第2項関係）。

	改正前	改正後
知 事	100分の30	100分の50
副 知 事	100分の15	100分の25

3 施行期日

公布の日